

令和7年度農作業賃金等の標準額について

令和7年4月
JAしおのや高根沢地区機械銀行
高根沢町農業委員会

令和7年度農作業賃金等の標準額を次のとおり設定しましたので、賃金等の支払い、受領について、ご協力くださるようお知らせします。

作 業 内 容		単 位	金 額	摘 要
水 稻 作 業	耕 起	10a	4,000円	
	代 掻	10a	8,000円	代掻2回
	育 苗	1箱	800円	資材費含む(箱施用剤除く)、運搬料別
	田 植	10a	7,000円	同時作業の場合(施肥、除草剤散布、箱施用剤散布)各1,500円を加算
	施 肥	10a	1,500円	ブロードキャスター 1回散布
	薬剤散布	粉・粒	10a	2,000円
		液	10a	2,000円
	刈 取 脱 穀	10a	17,000円	籾運搬を含む、状況に応じ割増(5割増まで)
	乾 燥 調 製	1俵	1,600円	包装作業を含む、乾燥800円 調製800円
麦 類 作 業	耕 起	10a	4,000円	
	施 肥	10a	1,500円	ブロードキャスター 1回散布
	播 種 (ドリル播種)	10a	4,300円	施肥含み 5,800円
	麦 踏 み	10a	1,000円	
	薬 剤 散 布	10a	2,000円	薬剤委託者持ち、ドローンを含む
	刈 取 脱 穀	10a	15,000円	麦運搬を含む、状況に応じ割増(5割増まで)
大豆・そば作業	播 種	10a	4,300円	施肥含み 5,800円
	中 耕・培 土	10a	5,000円	
	薬 剤 散 布	10a	2,000円	薬剤委託者持ち、ドローンを含む
	刈 取 脱 穀	10a	11,000円	大豆運搬を含む
その他作業	堆 肥 散 布	2t	2,500円	マニアスプレッター 堆肥代別
	畦 畔 作 り	1m	65円	片面作業
	レベラー作業	10a	15,000円	条件により割増あり
	一 般 農 作 業	1日	8,000円	標準8時間、作業内容に応じ増減
	軽 作 業	1時間	1,004円~	野菜調製作業等、軽微な作業
排対水策	明 き よ 排 水	1m	65円	
	サブソイラー排水	10a	4,500円	2m間隔

(注) 本表は標準額でありますのでは場条件、作業の難易等著しく異なる場合は、それらを勘案して当事者間で決定してください。消費税は内税。

◆ 農作業の委託はJAしおのや高根沢地区機械銀行へご相談ください。

◆ 「急ぐ」・「無理」・「疲れ」は事故の元、農作業安全につとめましょう。

◆ JA機械銀行有機械貸出し料金 ◆

機 械 名	単 位	単 価	台数	利 用 基 準
トラクター 43PS	1アワー	3,000円	2台	軽油農協持ち
トラクター 55PS(大特)	1アワー	4,200円	1台	軽油農協持ち
深耕ロータリー	10a	500円	1台	トラクター別
エアースプレクター	10a	500円	1台	トラクター別
畦塗り機	1m	10円	2台	トラクター別
溝堀り機	1m	8円	2台	トラクター別
ブロードキャスター	10a	200円	1台	トラクター別
ハローシーダー	10a	700円	2台	トラクター別
乗用管理機(中耕培土・防除兼用)	10a	500円	2台	燃料使用者持ち
大豆コンバイン	10a	3,000円	2台	燃料使用者持ち
大豆選別機	1袋(30kg)	30円	2台	
プラソイラ	10a	600円	1台	トラクター別
飼料用コンバインベアラ	10a	4,400円	1台	燃料使用者持ち
ラッピングマシン	1ロール	60円	1台	トラクター別
ホイルローダ(ロールグラブ)	10a	2,600円	1台	燃料使用者持ち
ホイルローダ(バケット)	1アワー	3,500円	1台	燃料使用者持ち

※返却の際には、清掃・水洗い等をして元の位置に戻してください。消費税は内税。

◆ JAカントリーエレベーター利用料金 ◆

作物名	単 位	利用料金	参 考
水 稻	荷受重量1kg当り (水分17.0%以下)	21.5円	製品60kg当り 約1,928円
	荷受重量1kg当り (水分17.1%以上)	25.0円	製品60kg当り 約2,242円(水分23.7%)
大 麦	荷受重量1kg当り	25.0円	製品50kg当り 約1,594円(水分17.9%)
大 豆	荷受重量1kg当り	10.5円	製品60kg当り 約947円(水分14.9%・被害粒混入率25.5%)

※消費税は内税。

高根沢地区営農経済センター営農経済課 TEL:676-0233

◆ 農地の賃借料情報 ◆

平成21年の農地法改正により標準小作料制度が廃止されたため、代わりに農地法第52条に基づき、過去1年間に契約された賃借料の平均をお知らせいたしますので、この賃借料情報を参考に当事者同士でよく協議した上、賃借料の額を決めてください。

令和6年1月から令和6年12月までに、基盤法における利用権を設定した際の賃借料の平均額(10a当りの年額)は次のとおりです。

農地区分	地 区	平 均 額	データ数	物納の平均値
田	町 全 域	12,600円	506	63kg / 10a
畑	但し市街化区域を除く	5,300円	9	

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、金額に換算せず、物納の平均値を掲載しています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※4 詳しくは農業委員会にお問い合わせください。高根沢町農業委員会事務局 TEL 675-8108

《見やすい所に貼ってください》